

2026年2月2日

郵送開示における開示報告書の送付手段変更のお知らせ

このたび、お客様の信用情報の保護を強化するため、郵送開示における開示報告書の送付手段を下記の通り変更いたしますので、お知らせいたします。

1. 送付手段の変更内容

郵送開示における開示報告書の送付手段は「本人限定受取郵便（特例型）（転送不要）」のみといたします。

変更前	変更後
簡易書留（転送不要） または 本人限定受取郵便（特例型）（転送不要）	本人限定受取郵便（特例型）（転送不要）のみ

2. 変更日

2026年2月21日（土）

3. 開示手数料について

送付手段の変更に伴い、開示手数料は以下のとおりといたします。

変更前		変更後	
送付手段	開示手数料	送付手段	開示手数料
簡易書留	1,500円	（廃止）	-
簡易書留+速達	1,750円	（廃止）	-
本人限定	1,800円	本人限定	1,500円
本人限定+速達	2,050円	本人限定+速達	1,750円

※ 上記の金額に加え、開示利用券（コンビニチケット）または定額小為替証書（ゆうちょ銀行）の所定の発行手数料がかかります。

※ 2026年2月21日（土）から、開示利用券の商品番号を【0267477】に変更いたします。

以上